

3時間で理解する入門講座 実務に役立つ 独占禁止法の基礎知識

実務に役立つという観点から、独禁法の基礎的な知識を確認し、独禁法の事案に携わる際に最低限、必要なポイントについて学んで頂きます。

●開催要領●

●日 時●2018年 5月22日(火) 13:30~16:30

●会 場●企業研究会セミナールーム (東京・麹町)

講師紹介

きっかわ法律事務所 パートナー弁護士 村田 恭介 氏

【講師略歴】 1995年弁護士登録。1984年関西学院大学法学部卒業、2001年神戸大学法学研究科博士課程修了、法学博士(経済法)。弁護士登録当時から数多くの独禁法事件を手がける。また、実務家でありながら独禁法の研究を長年続け、論文を多数執筆。クライアントの殆どは上場企業であり、取扱う案件は、独禁法(ライセンス契約、取引等)に関する法律相談から審判事件、独禁法訴訟と多岐にわたっている。きっかわ法律事務所では下請法・独禁法事件の受注に力を入れており、同事務所の下請法、独禁法専門チームの責任者。主著:「これだけは知っておきたい独禁法」(日本経済新聞出版社)「下請企業の契約実務」(中央経済社)等



●ご参加頂きたい方●

法務、監査、購買、営業部門等のご担当ならびに上記テーマにご関心のある方

■受講料:1名(税込み、資料代含む)

正会員	25,920円(本体価格24,000円)
一般	29,160円(本体価格27,000円)

■参加要領

当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。後日、(開催日1週間前~10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

- *正会員登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。((セミナー・会員研究会)→[よくあるご質問])
- *お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- *最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、予めご了承ください。
- *申込書をご送信頂く際はくれぐれもFAX番号をお間違えないようご注意ください。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局
担当/鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp
TEL:03-5215-3513 FAX:03-5215-0951
東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

当会ホームページよりお申込みいただくのが便利です。

企業研究会 セミナー Q 検索

※書面にてお申込みの場合には下記申込書をご記入の上、FAXにてお送りください。

181001-0303		実務に役立つ 独占禁止法の基礎知識	
ふりがな 会社名			
住 所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-mail			
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-mail			

5月 22日
(火)

13:30

午後 途中
休憩タイム
あり

【開催にあたって】

新しく法務関係の仕事に携わっている方、今まで法務関係の仕事に携わってきたが独禁法を学んだことがない方もおられると思います。それらの方々にとって、独禁法の事案に携わる際、どのような視点・観点から事案を分析し、正しい対処方法を導いたら良いのかについて、不安を感じることもあるかと思います。

そこで本セミナーでは、このような方を対象に実務に役立つという観点から、独禁法の基礎的な知識を確認し、独禁法の事案に携わる際に最低限、必要なポイントについて3時間で学んで頂きます。独禁法と聞くと、とても難しく、取り組みにくい法律のように思われがちですが、条文の数や内容の複雑さに反し、意外とシンプルなものとなっています。独禁法の実務的な基礎知識を有していることにより、今後、自信を持って業務に携わることができると思いますので是非、この機会にご参加をお勧めします。

1. 実務の上で独禁法が問題となる場面とは

- (1) 契約条項 (2) スキームの構築 (3) 海外取引

2. 独禁法の規制の三本柱

- (1) 入札談合・カルテル
 ・激増する私企業の入札に対する摘発 ・巨額な課徴金
- (2) 不公正な取引方法
 ・優越的地位の濫用、再販売価格の拘束、拘束条件付取引、
 競争者に対する取引妨害等
- (3) 私的独占

3. 入札談合・カルテルについて

- (1) 実務上、どのような場面で気を付けるべきか
 (2) 入札談合・カルテルの基本構造
 (3) 一定の取引分野の画定
 (4) シェア・・・最も重要

4. 不公正な取引方法について

- (1) 実務上、どのような場面で気を付けるべきか
 (2) 16の類型について
 (3) 重要な類型とは（*4つの重要類型）
 ・全ての類型をチェックする必要がない理由
 ・実務上、重要類型のみをチェックすれば足りる

5. 独禁法違反に対する制裁措置について

- (1) 排除措置命令
 ・具体的にはどのような内容か
- (2) 課徴金納付命令
 ・どの程度の金額が賦課されるのか
- (3) 刑罰

6. 独禁法案件の実務的対応方法について

- (1) 社内に対応してよい案件と外部の専門家へ意見を聞く案件の境目について
 (2) 外部の専門家へ意見を聞く場合の注意点

7. まとめ

16:30